

歯科麻酔専門医の新規申請および更新申請に関わる
(一社) 日本歯科専門医機構 共通研修受講についての対応

昨年、本学会認証の歯科麻酔専門医は日本歯科専門医機構の専門医として認証されました。そのため、歯科麻酔専門医の新規申請と更新申請には機構の求める共通研修が義務つけられております。しかし、既報のように機構認証の専門医を更新するための共通研修の受講条件がまだ明確には決定しておらず、現在調整中です。機構の定義する2020年度は3月31日末までですからそれまでに必要な単位取得法を明確にし、直ちに会員に通知するべきですがそれができません。

したがって、学会としては2020年度の機構専門医の更新要件を満たさないものに関しては2020年4月1日以降の共通研修の受講で2020年度の単位として認めてもらうなどの交渉を続けていく予定です。学会認証の専門医の更新は学会の規定で進めていきます。

本学会は、以前から新しい専門医制度規則の改定を進めており、昨年より機構に確認を取り、令和3年4月の専門医の新規申請・更新より同機構の共通研修のプログラムを含めた規則に完全に移行すべく細部での制度調整を行って参りました。しかし、今年1月末より、(一社) 日本歯科専門医機構から本学会の改定後の規則とは異なる指示がございました。

具体的には、共通研修の受講が義務化される年度が1年前倒しになったこと、それに伴い必要となる受講単位も変更となること、機構の定める年度での受講が求められること、年間2単位の取得が義務付けられること等があります。

この度の機構の通知内容は、本学会の試験および更新審査のスケジュールでは受け入れられない制度であること、機構主催の共通研修の申込期限が本年2月末であり、それまでに解決しない可能性が高いことから、機構と本学会とで調整可能であるかが明確でない現在の状況では、機構の求める制度に中途半端に移行することは、本学会専門医および専門医資格取得希望者の混乱を引き起こすことが予想されます。

従って、本学会としては、上述の対応を取ることとし、令和3年の専門医の新規申請・更新については、昨年12月にアナウンスした学会の規則に則って実施することを決定致しました。

今後の状況の変化につきましては、本学会ホームページやメールマガジンで周知させていただく予定でございますので、会員の皆様におかれましては常時ご確認いただきますようお願い申し上げます。

尚、すでに開講している機構主催の共通研修を受講された方は機構専門医の単位として認められますが、昨年実施した認定講習会、リフレッシュコースの単位も同様に認められていますので、その扱いについては今後決まり次第お知らせいたします。

令和3年2月12日

一般社団法人 日本歯科麻酔学会
理事長 飯島 毅彦

専門医審査委員会
委員長 小長谷 光